

タイで駐在員事務所「省令の改訂で規制緩和！」

辻本 浩一郎

ハッピーメール 2017年6月号、7月号で、タイにおける駐在員事務所設立の概要について紹介しましたが、急転直下！タイ国商務省が外国人事業法の営業許可申請を義務付けている業種リストから19種類のサービス業を除外するための省令が発効し、駐在員事務所もその対象となりました。

＜除外された業種＞

規制緩和となった19業種は、銀行業務に関連する14業種と、資産管理事業、地域統括会社、政府機関の契約相手、国営企業の契約相手です。これら業種の一部は、外国人事業法でそれぞれの業務内容が規制されており、一部を規制リストから外したとしてもタイ企業に影響を及ぼさないと判断されました。また、政府機関の契約相手、国営企業の契約相手などは営業許可を申請する必要がありますが、実質的に全申請者に許可が与えられるため、ビジネスの利便性向上の一環として申請手続きを取りやめることが決定されました。

＜大幅な規制緩和＞

商務省令改訂に基づき、駐在員事務所設立手続きは大幅に変更され、大きな規制緩和と言っても過言ではないでしょう。

今回の規制緩和について、省令改訂前と比較してご紹介します。

項目	新（商務省令改訂後） ※（新）：省令改訂により必要となったもの	旧（商務省令改訂前） ※（撤廃）：省令改訂により撤廃されたもの
目的	(1)本社のため、タイ国内における商品またはサービスの調達や発掘 (2)本社による、タイでの製造委託もしくは購入・用達される商品の品質や数量の検査や管理 (本社向けの販売商品・製品が対象) (3)本社から、代理店または消費者に販売される商品に関するアドバイス (4)本社の新しい商品またはサービスに関する情報の伝達や普及 (5)本社に対するタイの景気動向などの報告	
手続き	駐在員事務所ID手続きのみ ※右欄の旧手続きすべての流れは省略されます。	商務省担当官による審査（最大60営業日） →審査完了し正式受理 →商務省外国事業小委員会に上程、承認 →外国事業本委員会での最終審査、認可 →駐在員事務所ライセンス発行
所要期間	準備期間含めおよそ1ヶ月程度	準備期間含めおよそ5～6ヶ月
必要書類	(1)本社名、資本金額、会社目的、住所、株主、取締役等本社詳細を記載した宣誓供述書 (2)タイでのオペレーションのために任命されたタイ駐在員事務所所長予定者への委任状 ※これら書類は、本社のある国にて、公証人役場→外務省→タイ大使館（または領事館）の順に、それぞれの機関での認証が必要です。 (3)タイでの駐在員事務所地図コピー (4)駐在員事務所所長のパスポートコピー、	(1)本社名、資本金額、会社目的、住所、株主、取締役等本社詳細を記載した宣誓供述書 (2)タイでのオペレーションのために任命されたタイ駐在員事務所所長予定者への委任状 (3)駐在員事務所所長の給料、手当の証明書（撤廃） ※これら書類は、本社のある国にて、公証人役場→外務省→タイ大使館（または領事館）の順に、それぞれの機関での認証が必要です。 (4)本社過去3年分の年次決算書（日本語版）コピー（撤廃）



	<p>もしくは ID カードコピー</p> <p>(5) 駐在員事務所所長のタイでの住民票、もしくはタイでの在籍証明書、またはタイへの一時入国を認められている証拠（タイへの入国スタンプのページ）</p> <p>(6) 上記(1)宣誓供述書(2)委任状に署名する方（代表取締役）のパスポートコピー（新）</p> <p>(7) 駐在員事務所のオフィス賃貸契約書コピー（英語版とタイ語版）（新）</p>	<p>(5) 本社過去 3 年分の年次決算書のうち、貸借対照表と損益計算書のタイ語訳（撤廃）</p> <p>(6) 外国人事業法 B.E.2542 (1999) 第 16 項に基づいた駐在員事務所所長の資格証明（撤廃）</p> <p>(7) タイでの駐在員事務所地図コピー</p> <p>(8) 駐在員事務所のオフィスとして使用する場所の住所登録証コピー（撤廃）</p> <p>(9) 駐在員事務所所長のパスポートコピー、もしくは ID カードコピー</p> <p>(10) 駐在員事務所所長のタイでの住民票、もしくはタイでの在籍証明書、またはタイへの一時入国を認められている証拠（タイへの入国スタンプのページ）</p> <p>(11) 駐在員事務所ライセンス申請の際の委任状（撤廃）</p>
必要情報	<p>(1) 駐在員事務所にて行う業務</p> <p>(2) 駐在員事務所の会計年度</p> <p>(3) 駐在員事務所名のタイ語表記</p> <p>(4) 計画上の駐在員事務所運営期間</p> <p>※上記(2)(3)(4)については、右欄の旧必要情報(2)が簡略化された形となります。</p>	<p>(1) 駐在員事務所にて行う業務</p> <p>(2) 手順等を含めた駐在員事務所での業務内容詳細</p> <p>(3) タイにおける向こう 3 年分の必要経費予測。業務計画が 3 年未満の場合は実際の期間に基づいた経費予測（撤廃）</p> <p>(4) 駐在員事務所での雇用計画（撤廃）</p> <p>(5) 技術移転計画及び報告（撤廃）</p>
上記関連	<p>駐在員事務所における外国人枠は最大 2 名で、ビザ及び労働許可証取得が可能。</p> <p>ビザ及び労働許可証取得する外国人 1 名に対し、タイ人 1 名の雇用が要件。</p> <p>ビザ及び労働許可証については 1 年更新となり、労働許可証に関しては、1 年後の更新の際は 1 年か 2 年の選択が可能。</p> <p>タイ国家警察庁の通達で、日本人の月額給与は 5 万バーツ（約 163,000 円）以上となっており、係る個人所得税申告・納税義務が生じる。</p> <p>駐在員事務所所長以外は社会保険の加入義務がある。</p>	
資本金 (Capital)	<p>最低 200 万バーツ（約 650 万円）</p> <p>※資本金送金規程は従来どおりですが、入金日から 15 日以内に商務省へ行う資本金入金報告義務は撤廃されました。</p> <p>※タイ当地におけるビザ延長手続きの際、75 万バーツ以上の資本金が振り込まれたことを証明する書類が求められるため、資本金送入金のタイミングには注意が必要です。</p>	最低 300 万バーツ（約 976 万円）
その他の経費	右欄の登記簿謄本料、ライセンス料は不要となりました。	<p>登記簿謄本料</p> <p>ライセンス料：本社資本金 × 0.5%。但し下限 2 万バーツ、上限 25 万バーツ (下限約 65,000 円、上限約 814,000 円)</p>

※駐在員事務所設立の目的、旧省令の内容については、ハッピーメール 2017 年 6 月号・7 月号でご紹介しています。

昨今、タイ政府が強力に推し進める東部経済回廊（ECC）政策では、外資による高度技術、高付加価値産業への投資に期待しています。それを目的とした現地での市場調査やマーケティング、実現可能性調査（フィージビリティスタディ）を一定期間実施する場合、これらの業務を遂行する上での適した法人格の形態が駐在員事務所

であり、その設立が大幅に規制緩和、簡素化された形となります。

まさに今、駐在員事務所形態でのタイ進出をご検討されておられましたら、まずはご一報ください。